

前払金の交付申請・請求について

〒652-0855 神戸市兵庫区御崎町 1-2-1
 神戸市交通局経営企画課出納担当
 電話(078)984-0104(ダイヤルイン)

1. 前払金の内容

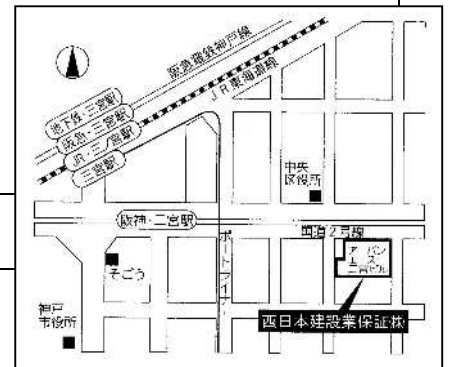
	内容・注意 等	工期が複数年度にまたがる工事(予算繰越によるものを除く)の場合の注意
(1) 前払金を交付できる工事	請負代金額 100 万円以上の工事	
(2) 交付申請時期	契約締結日から 1 か月以内に申請してください。 ※完成期限日以降の前払金の交付はできません。	原則として年度ごとに申請できます。 ※ただし、初年度分以外の前払金は、出来高が「前年度までの出来高予定額の合計額」に達していることが確認できた日以降に申請できます。
(3) 前払金の金額	「請負代金額」の4割以内 ※保証事業会社が保証する金額 ※1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額	原則として、「当該年度の出来高予定額」の4割以内です。

※設計書類に条件の記載がある場合はこの限りではありません。

2. 交付申請書類

※(1)(2)はボールペンでご記入ください。

書類名	注意事項等
(1)公共工事前払金交付申請書	
(2)請求書類 ア) 請求書 イ) 口座振替依頼書兼済通知書 ※イ)は経営企画課にてお渡します。	<p>ア) 請求書</p> <ul style="list-style-type: none"> 「請求金額」は前払金額を記入する。 工事名も必ず記入してください。 債権者住所、(職)氏名印欄はゴム印可。必ず請求印を押印する。 <p>イ) 口座振替依頼書兼済通知書</p> <ul style="list-style-type: none"> 振替口座・前払金額を記入する。 依頼者住所氏名欄は各頁とも記入(ゴム印可)し、請求印は1枚目のみ押印する。 <p>振込口座は保証会社に届け出た普通預金口座に限ります。</p>
(3)保証証書 ※正・写とも提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣の登録を受けた保証事業会社で発行手続きを受けてください。 <p>神戸市役所からの最寄りの店 西日本建設業保証(株)兵庫支店(右図) アーバンエース三宮ビル6階 電話:(078)291-8755</p>
(1)~(3)の提出先 : 交通局経営企画課	



3. 「中間前払金」について

請負代金額 100 万円以上、かつ工期が 3 ヶ月以上の工事は、工期・出来高額がともに 1/2 を越えた場合に「中間前払金」(原則として「請負代金額」の 2 割以内)の請求ができます。ただし、中間前払金を交付した場合は、部分払いの請求はできません。